

令和3年度 高齢者の安心安全な住環境整備事業要綱

高森町商工会 施行 令和3年4月1日

第1 趣旨

「日本一のしあわせタウン」実現のため、高森町に住む高齢者(満65歳以上の方)に段差解消、転倒防止等の措置を講じた安心安全な住環境を提供する事業で、補助要件を満たした工事に対して一定額を助成金として支給。介護保険税負担の軽減や医療費の抑制にもつながり、商工会員の販路開拓・売上増につなげる効果が波及することを目的とする。

第2 補助対象とする工事 ※以下の条件をすべて満たすもの

①高森町在住の65歳以上の高齢者が、高森町内にある住宅を高森町商工会員事業所に工事を依頼し補助要件に合致した住宅改修を行った工事で、住宅改修費用から介護保険から支給される費用の支給額を差し引いた金額が、10万円以上(税抜き)となった工事。改修工事に介護保険を利用した方へは介護保険の支給額を高森町商工会が高森町健康福祉課に照会してもよいか確認する。

②「1家庭」について令和3年度中に1回に限る

③住宅改修の補助要件(介護保険にて対象となる住宅改修に定められているものに準じる。)

- ・廊下、トイレ、浴室、玄関などの手すりの取り付け
- ・居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの段差の解消
- ・居室、浴室などの滑りにくい床材の変更
- ・開き戸から引き戸への扉の取替え
- ・トイレの改修
- ・その他「高齢者の安心安全な住環境」のための住宅改修

第3 補助金

- ・介護保険から支給される費用の支給額を差し引いた金額が、10万円以上(税抜き)となった工事で、かかった費用の20%分の「活気アップ商品券」を支給。(100円未満切り捨て)
補助額の上限は10万円。

第4 対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日の期間内において発注及び完了、支払済みの工事

※重要 先に高齢者の安心安全な住環境整備事業事前申請書を商工会窓口へ提出。
受付けた事前申請書の合計金額が予算に達したところで、受付終了とする

第5 予算額

100万円

第6 交付申請

- ・受注者は事前に①事前申請書と必要書類を高森町商工会へ提出
- ・発注者は工事終了支払後、②高齢者の安心安全な住環境整備事業補助金申請書と必要書類を提出。期限内に高森町商工会へ提出する。

(1) 提出書類 各1部

① 事前申請書

添付書類 ア 工事見積書の写し

イ 申請者(安心安全な住環境に住む高齢者)の年齢確認ができる書類の写し(運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し) 1部

② 交付申請書

添付書類 ア 建築業者に支払った工事代金の領収書の写しまたは確認できる書類(振込等)
イ 工事前と工事後の写真

(2) 提出期限

令和4年2月28日まで

但し受付けた事前申請書の合計金額が予算に達したところで、受付終了とする

第7 活気アップ商品券の進呈

商工会は毎月末に交付申請書内容の照査をもって、翌月15日を目安に申請者に対し直接進呈し、受領書を受ける。